

議第五号議案

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程（昭和五十八年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この規程による改正後の埼玉県議会委員会規程第十六条の規定は適用せず、この規程による改正前の埼玉県議会委員会規程第十六条の規定は、なおその効力を有する。

平成二十七年三月十三日提出

埼玉県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

梅澤 佳一
和田 浩
福永 信之
権守 幸男
江野 幸一
舟橋 一浩
星野 光弘
加藤 末勝
高木 真理
沢田 力
木下 高志
木村 勇夫
小林 哲也
細田 徳治
小島 信昭
野本 陽一

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、規定の整備を
したので、この案を提出するものである。